

## 相談の受付件数

- 平成28年度下半期の受付件数は98件。
- ブロック別の内訳は東北14件、関東41件、北陸6件、中部9件、近畿19件、四国6件、九州2件、沖縄1件。

## 相談者の属性

- 建設業者からの相談が最も多い(89件(元請29件、下請42件、専門工事業者3件など))。他には、技能労働者(1件)、発注者(2件)等からの相談があった。

## 主な相談内容その1

- 社会保険未加入対策に関する相談が、全相談件数の約73%を占める(上期25件→下期72件)。  
また、品確法の運用指針に関する相談は14件であり、その内訳は、予定価格の適正な設定(2件)、歩切りの根絶(1件)、適切な設計変更(2件)、適切な工期設定・施工時期等の平準化(1件)等である。  
その他は、建設業法全般(9件)、元下関係(3件)などに関する相談が見られた。  
(※なお、「→」以下は、国土交通省における一般的な考え方を示したもの。)

## <社会保険未加入対策に係る情報>

### (社会保険未加入対策全般)

- ・ 当社は元請業者に工事を発注する発注者の立場であるが、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は元請業者が下請業者に法定福利費を支払うよう義務付けているものであり、発注者は対象になっていないと考えてよいか。(11月・発注者)
- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は建設業者を対象としており、発注者は対象外である。  
他方で、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」では、「法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある」こととされている。  
このような点を踏まえ、本年3月、法定福利費を適切に見込んだ価格による発注を行うよう発注者にも要請したところである。
- ・ 従業員2名の個人事業主を下請先にしようと検討している。契約を締結する前に、従業員については社会保険に入れようと思っているが、個人事業主についても労災保険に入れる必要があるのか。(2月・下請建設業者)
- 国土交通省の進める社会保険未加入対策では、従業員4名以下の個人事業所については、従業員が雇用保険、国民健康保険、国民年金に加入していれば適切な保険に加入していることとしており、労災保険は対象としていない。

## 相談内容に関する国の制度・取組

相談内容		件数	
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2	
	② 歩切りの根絶	1	
	③ ダumping対策の活用の徹底	0	
	④ 適切な設計変更	2	
	⑤ 見積りの活用	0	
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1	
	⑦ 施工状況の確認・評価	0	
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0	
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0	
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0	
	⑪ その他	1	
単価改訂後の請負に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1	
	⑬ 建設業法全般	9	
	⑭ 元下関係	3	
未加入対策	社会保険	⑮ 社会保険未加入対策	72
その他	⑯ その他	6	

※上記①～⑯に関する最新の施策については、国土交通省土地建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

## 主な相談内容その2

### <社会保険未加入対策に係る情報>

#### (社会保険未加入対策全般)

- ・ 上請事業者から「何が何でも社会保険に加入する必要がある」と言われ、費用も掛かるのに個人経営の事業者が無理やり法人にさせられているという話も聞いている。「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」等が誤って理解されているようなので、周知徹底をお願いしたい。(11月・その他)
- **本ガイドラインでは、各企業、各作業員の方々に適切な保険に加入いただくよう求めている。**  
本年4月には、社会保険未加入対策の目標年次としてきた平成29年度を迎えたことを踏まえ、**本ガイドラインにおける「適切な保険」の範囲を改めて整理・公表**したので、参考にしていただきたい。  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001179893.pdf>)

#### (現場入場関係)

- ・ 協会けんぽ、厚生年金に加入していないと現場入場できなくなるのか。(3月・元請建設業者)
- 雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入義務は、**事業所の形態や従業員数に応じて定められており**、例えば、**従業員4人以下の個人事業所については**、関係法令上は健康保険と厚生年金保険の加入義務はなく、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」上も**協会けんぽや厚生年金保険に加入することまでは求めている**。
- ・ 施工体制台帳に「適用除外」と記載されている業者は、現場に入ることができないのか。この業者は個人事業主時代に建設国保に加入しており、健康保険の適用除外承認を受けている。雇用保険と厚生年金保険にも加入しているのだが。(10月・元請建設業者)
- 「適用除外」と「未加入」は明確に区別しており、**健康保険の適用を受けない者を「適用除外」としている**。「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」上、**健康保険の適用除外承認を受けて建設国保に加入している場合は**、適切な保険に加入しているものとして扱われるところであり、**現場入場制限の対象とならない**。
- ・ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」では、「現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合」が現場入場を認める特段の理由とされているが、**60歳以上の者は厚生年金保険に加入する必要はないと考えてよいのか**。(11月・下請建設業者)
- **本ガイドラインでは、遅くとも平成29年度以降、元請企業は「特段の理由」がない限り、適切な保険に加入していることが確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべきとしている**。「現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合」は、この「特段の理由」に該当するが、これは**本ガイドライン上の扱いに限ったものであり、関係法令上の加入義務までなくなるものではない**。  
なお、「特段の理由」により現場入場を認めるのはあくまでも**特例的な対応**であり、元請企業は引き続き、加入指導を行うことが必要である。( <http://www.mlit.go.jp/common/001154555.pdf> )

### 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダumping対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	2
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改訂後の請負に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	9
	⑭ 元下関係	3
未加入社会保険対策	⑮ 社会保険未加入対策	7 2
その他	⑯ その他	6

相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋げていきます。

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

## 主な相談内容その3

### <社会保険未加入対策に係る情報>

#### (現場入場関係)

・ 元請から「平成29年度以降、社会保険に加入していない作業員は現場に入ることができなくなる」と言われた。一人親方も現場入場できなくなるのか。(12月・下請建設業者)

→ 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の定めるところにより、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきこととされている作業員は、事業主に従業員を加入させる義務のある雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入していない作業員であり、**個人で加入する国民健康保険等を加入対象とする一人親方については、本ガイドライン上は現場入場が認められている**。ただし、関係法令上、**一人親方も国民健康保険等には加入しなければならない**ところであり、未加入の場合は加入指導を行うことが望ましい。

・ 一人親方の労災保険加入は任意のはずだが、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、**労災保険に特別加入していない一人親方は現場に入場させないとの趣旨なのか確認したい**。(10月・建設業者)

→ 本ガイドラインにおける社会保険は雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3保険を指しており、労災保険を対象としていないことから、**労災保険に特別加入していない一人親方の現場入場を制限する趣旨ではない**。

・ 当方は国民健康保険、国民年金に加入している一人親方だが、元請から「**社会保険未加入対策上、協会けんぽに入らなければならない**」と言われた。改めて協会けんぽに入り直す必要があるのか教えてほしい。(11月・下請建設業者)

→ **個人事業主として請負で働く一人親方については、国民健康保険と国民年金に加入していればすでに必要な保険に加入しているものとして取り扱われることから、改めて協会けんぽや厚生年金保険に入り直す必要はない**。

(<http://www.mlit.go.jp/common/001154558.pdf>)

#### (法定福利費関係)

・ 法定福利費をこれまでみていなかった場合、元請にどのように報告すればいいのか。(3月・建設業者)

→ 新たに社会保険に加入した場合など、これまで提出してきた見積書の見積額では社会保険料を納付できない場合には、**法定福利費を従前の見積額に上乗せするかたちで見積書に内訳明示**した上で、元請に提出することとなる。なお、内訳明示の対象となるのは雇用保険、健康保険、厚生年金保険の事業主負担分であり、労災保険は元請が一括して負担することとされている。

・ 下請から「社会保険に加入したので法定福利費をみてほしい」と相談を受けている。下請は**事業主負担分のない「土建国保」に加入しているが、この場合も法定福利費をみなしなければならないのか**。(10月・元請建設業者)

→ 事業主負担分のない「土建国保」などの国民健康保険組合に加入している下請であっても、元請は**事業主負担を要する雇用保険と厚生年金保険の法定福利費をみる必要**がある。なお、事業主負担分のある国民健康保険組合も存在する。

## 相談内容に関連する国の制度・取組

相談内容		件数
品確法の運用指針に関する情報	① 予定価格の適正な設定	2
	② 歩切りの根絶	1
	③ ダumping対策の活用の徹底	0
	④ 適切な設計変更	2
	⑤ 見積りの活用	0
	⑥ 適切な工期設定・施工時期等の平準化	1
	⑦ 施工状況の確認・評価	0
	⑧ 受注者との情報共有、協議の迅速化	0
	⑨ 多様な入札契約方式の選択・活用	0
	⑩ 発注者間の連携体制の構築	0
	⑪ その他	1
単価改訂後の請負契約に係る情報	⑫ 新労務単価関係	1
	⑬ 建設業法全般	9
	⑭ 元下関係	3
未加入社会保険対策	⑮ 社会保険未加入対策	7 2
その他	⑯ その他	6

※上記①～⑯に関連する最新の施策については、国土交通省土地・建設産業局HPを参照(項目名のクリックで関連ページへジャンプ)

→ 相談を受け付けた情報については、相談者の意向を踏まえ、発注者その他の関係者に情報提供を行うこと等により、発注事務の見直しや現場の改善に繋がっていきます。